

大阪ボランティア協会 裁判員 ACT

2023 裁判傍聴記・裁判員体験記コンテスト

受賞作品集

社会福祉法人大阪ボランティア協会 “裁判員 ACT” 裁判への市民参加を進める会

目 次

受賞作品・募集要項	4
【最優秀賞（森野賞）】	
該当なし	
【優秀賞】	
「私の思い」小松崎有美	5
「償い」小松崎潤	7
【入選】	
裁判員体験記	
「たった一ヶ月、されど一ヶ月の裁判員裁判に参加して」桐井美菜子	9
傍聴記一般部門	
「誓い」長岡あずさ	11
傍聴記学生部門	
「あの日を手繰り寄せて」和田七望	14
「選評」森野俊彦（審査委員長・弁護士）	16
「傍聴記が映し出すもの」	
「コンテスト応募原稿を選考して」芦辺拓（小説家）	21
「審査を終えて」大上薫（裁判員ACT）	
「解説」芝崎美世子（裁判員ACT・コンテスト事務局）	

大阪ボランティア協会裁判員ACT
2023 裁判傍聴記・裁判員体験記コンテスト

募集規定

・募集期間

【最優秀賞（森野賞）】

2023年1月～2024年1月31日（必着）

該当なし

・応募資格

【優秀賞】

（裁判員体験記）裁判員経験者

（一般部門）不問、（学生部門）小中高生と大学生

小松崎有美「私の想い」
小松崎潤「償い」

・規定枚数

400字詰め原稿用紙3枚以内

【入選】

裁判員体験記

桐井美菜子

「たった一ヶ月、されど一ヶ月の裁判員裁判に参加して」

・審査委員

森野俊彦（審査委員長・弁護士・大阪弁護士会）

芦辺拓（小説家）

大上薫（裁判員ACT）

・コンテスト事務局

永井美佳（大阪ボランティア協会事務局長）

芝崎美世子（裁判員ACT）

明賀英樹（弁護士・大阪弁護士会）

西村健（弁護士・大阪弁護士会）

傍聴記一般部門

長岡あずさ「誓い」

傍聴記学生部門

和田七望「あの日を手繰り寄せて」

・協賛

刑事弁護オアシス

優秀賞

私の想い

小松崎 有美

なんで母は私を捨てたのだろうか。未だに思う。児童虐待裁判の傍聴をした時もそうだ。当時アパートにいた男児はネグレクトにより、一歳一ヶ月という短い生涯を閉じた。裁判では証拠としてモニターに当時の画像が映し出された。捨てられていないオムツのゴミ。汚物まみれのベビーベッド。封があいたままの粉ミルク。亡くなっている男児を発見したのは最後にミルクを与えてから二十時間後のこと。母親がパチンコに出ている合間に亡くなった。この母親は十代で妊娠し、誰にも相談できずに一人で公園のトイレで出産をしていた。

「子どもが鬱陶しかった」

母親は振り絞るように言った。その言葉通り、産後も赤ちゃんをベビーサークルに閉じ込め、パチンコ三昧の日々を過ごしていた。パチンコをして

いる時だけはすべてを忘れられたという。赤ちゃんがいることも忘れ。男に逃げられたことも忘れ。

実を言うと私の母もそうだった。十代で出産をし、すぐに私を乳児院に預けた。しかしどういうわけか突然連絡をよこした。

「お金を貸して欲しい」

急な申し出に言葉を失った。もちろん私に母の記憶はない。けどもし会ったらやり直せるかもしれないという淡い期待が頭をよぎった。しかし証言台に立つ彼女は言う。

「子どもを生むつもりなんかなかった」

「愛せなかった」

「子どもが邪魔だった」
何だか目の前に実母がいるかのよう。児童虐待の裁判を傍聴することは母の想いを知り、母の憂いを知ることにもなるのだろうか。母に会いたいという気持ちは一気に冷めた。

結局最後まで彼女から亡くなったわが子に対する反省の弁はなかった。せめてひと言「すまなかった」と言ってくれたら、私だって救われたのに。しかし彼女もまたネグレクトの家庭で育っていた。

ネグレクトがネグレクトを生む。そんな負の連鎖を断ち切るために社会がどう関わっていくかも考えさせられた。

「子は親の背を見て育つと言います。あなたが少しでも天国のお子さんにその背中を見せられるように。何ができるか考え続けて下さい」

ふと浮かぶベビーサークルの笑顔。次こそは愛情いっぱいのお家庭に生まれて来いよ。いや、来るんだ。私もキミも。そんな想いを胸に裁判所をあとにした。

受賞者の言葉

このたびは素晴らしい賞に選出していただき、誠にありがとうございます。裁判を傍聴した体験はこれからの人生をどう過ごすかにも影響します。あの時の思いや気づき。そういったものを大切にこれからも前に進んでいきたいです。

プロフィール

1984年埼玉県生まれ

現在一児の母。主婦。

償い

小松崎 潤

法学部に在籍していた学生時代。ゼミの仲間と裁判傍聴に行った。手錠をかけられ、刑務官に付き添われて入廷した被告人。その手にはロープがあった。人間が人間をロープでつなぐという衝撃。その重々しい空気に、あの頃の記憶が蘇る。被告人が初めて覚醒剤を使用したのは学生時代。友達に誘われて、好奇心で手を出した。その後しばらくやめていたものの、二十年ぶりに使用、所持した。なぜ再び覚醒剤に手を出したのか。その理由を裁判官は何度も尋ねるが「意思が弱くて」「むしやくしやしてて」ばかり。あまりの答弁に裁判官も「それでは再犯の可能性が高い」と指摘する。被告人は生活費をギャンブルに使い込み、今回の件では奥様も情状証人を断っていた。離婚は不可避。代わりに出廷した母親の表情には諦めや悲し

みといった思いが滲む。それでも捕まった後は反省文を書き、薬物離脱ブックという本を何度も読み返していた。今後は定期的に医療センターにも通い、更生したいと話す。懲役一年六ヶ月、執行猶予三年。これが長いか、短いか。当時の私にその妥当性はわからなかった。果たしてこの期間に薬物を断ち、売人とのつながりをも断ち切る事ができるのか。しかし裁判官は言う。「薬物を断ち切るためだけに通うのではなく、行くからには何か学んでください。人生は勝つか負けるかじゃない、学ぶかです」言葉が耳ではなく、胸に響いた。正直私の父も負けっぱなしの人生だった。出世競争に負け、ギャンブルで負け、最後は自分に負けた。そんな父の『その後』を私は知らない。生きていけばもう八十。介護が必要になってもおかしくはない。一般的に刑事裁判では執行猶予や量刑の重さばかりが目される。しかし私はこの裁判で学んだ。被告人にとって大切なこと。それはどれだけ長く償うかではない。どんな気持ちで償うかだ。三十年前。証言台前に立った父はどんなことを語ったのだろう。そして誰に謝っていたの

だろう。それを聞いてみたい。心から思う。できたら社会における『勝ち』よりも、生きる『価値』を語る人間になって欲しいとも思う。この日被告人は最後に「家族に申し訳ない」と頭を垂れた。その姿に父を重ね、なぜだろう。トイレに行くふりをして、こっそり、泣いた。

受賞者の言葉

この度は優秀賞という素敵な賞を賜り、誠にありがとうございます。協会の皆様、審査員の皆様、賞に携わるすべての方に心より御礼申し上げます。自ら書いた体験記が誰かの心に届いたこと、大変嬉しく思います。『誰だって間違いを犯す』だからこそ罪と、そして自分自身と向き合う必要があります。私自身もそれを肝に銘じて、今後の生活の指針にしていきたいと思っております。この度は本当にありがとうございます。

プロフィール

1984年 東京都生まれ／会社員／

趣味 テニス・株式投資

2023 裁判傍聴記・裁判員体験記コンテスト
入選《裁判員体験記》

たった一ヶ月、されど一ヶ月の

裁判員裁判に参加して

桐井 美菜子

私は令和五年、補充裁判員として裁判員裁判に参加させてもらいました。「強盗致傷」と「建造物侵入・窃盗」という二つの罪で起訴されている方の裁判でした。事件関係者が多く、裁判初日から判決宣告日まで、約一ヶ月という長い期間裁判所へ通うことになりました。初めに、参加してみた感想から言うと、裁判員裁判は、とても沢山の事を学べる場所であり、今までの人生、これからの人生を見つめ直すことができたとても良いものでした。きっと一生に一度きりになると思います。が、本当に貴重な体験で充実した一ヶ月を過ごすことができました。しかし、そう思えるまで日々悩み、苦しい思いをすることがあったのも事実です。その事を少しお話しようと思います。

裁判所へ通っていた一ヶ月間の前半は、ほぼ法廷内で過ごしました。裁判中は、証人尋問や被告人質問の内容を聞き漏らさないようメモを取ることに必死でした。しかし、後半の評議に入ると、日に日に眠れなくなり、お腹も下すようになりました。私が悩んでいたのは、被告人の人生を大きく変えてしまう判決を決める話し合いに重圧を感じたのではなく、裁判という現実と私自身の思いのすれ違いに悩み、精神的に少しダメージがやってきたものでした。評議の進め方・考え方や用語などは、裁判官のみなさんが私たちにも分かりやすく何度も何度も繰り返し説明してくれました。私も理解し納得できるものでした。そんな中で、私の中に少しずつ大きくなってきていたモヤモヤは、判決を決めていく話し合いに要らない感情でした。考えてはいけな…と思いつつ、自分の気持ちの処理が上手くできず、どうすればいいのか分からなくなっていました。みんなと違う意見や見当違いなことを口に出すのが怖くなっていました。私は補充裁判員だったので、最後の多数決には参加しませんでした。しかし、もし裁判員とし

て参加していたらどうなっていたのか？手を挙げることができていたのか？？気持ちの整理がつかず途中で辞退してしまっていたかもしれません。自分の意見をみんなの前で話すことに自信が無くなり、裁判官さんに相談しました。気持ちが溢れてしまい、大人げなく大泣きしてしまいました。が、裁判官のみなさんの芯の強い大きな優しさで受け止めて頂き、評議の進め方を変更してもらいました。本当に沢山迷惑を掛け、気を遣わせてしまいました。裁判官のみなさんの優しさで、私も最終の判決宣告日まで参加することができ、他の裁判員のみなさんと一緒に、裁判所をあとにすることができました。裁判員裁判に参加して学んだことで、これから私に何かできることはないのか？何か伝えていけることはないのか？そう思っていた時に、この「裁判員体験記」の記事を見つけ書いてみました。

受賞者の言葉

補充裁判員として、私が関わったこの裁判員裁判を、決して忘れてはいけないという思いを文章として残す為に、今回この作文を書き応募させていただきました。とても貴重な経験をさせていだいた上、私の作文が入選した事本当に嬉しく思います。一ヶ月間、温かな人柄とアドバイスで、判決日まで導いていただいた裁判官の皆様、裁判所で大変お世話になった皆様にも本当に感謝でいっぱいです。多くの方が、裁判所や裁判にもっと興味を持ち、もっと身近に感じてもらえるよう、これからも、私から何か発信できればと思っています。この度は、本当にありがとうございます。

誓い

長岡 あずさ

普段の生活の中で「誓い」という言葉を使う場面は多くない。そんな言葉をよく耳にするのが刑事裁判だ。

法廷では被告人に反省が求められ、「二度とやらないと誓いますか？」と問いかける。罪を認めている被告人の場合、「誓います」「絶対やりません」などと答えるのが一般的だ。

しかし、ある暴行事件で起訴された男は違っていた。

第一回目の裁判を見た知人から、聞いた内容はこうだった。

家で呑んだあと居酒屋でも呑んだ男は、次に行く店を紹介してもらおうと案内所に行った。そこで紹介されたラウンジでセットを頼み、時間が終

了したが支払いをしなかった。「家に行けば金がある」と言うので、ママは案内所の担当者呼び回収を頼んだ。しかし、男は街中をうろつくばかりで家にたどり着く気配が無い。同行した担当者がせつつくと、男は両手でその胸ぐらをつかみ、強く揺さぶったとして現行犯逮捕された。

話を聞いた私は、酒癖の悪い粗暴な男を想像した。

後日、この被告人の「前刑の執行猶予取消」の公判期日を傍聴した。過去にも酔って暴行事件を繰り返していた男は、前刑で保護観察付きの執行猶予がついており、酒を呑まないことが特別遵守事項となっていた。それを破って犯行に及んだため、「保護観察を受けて更生する意思がない」として執行猶予が取り消されたのだ。

本人質問を聞くと、想像していた印象とは違っていた。

酔って暴れたといういきさつは、おそらくその通りなのだが、質問に答える男は、ただただ「困っている」様子だった。

気になって、事件の期日も傍聴した。

男には「アルコール依存症」の病名がついていた。しかし四六時中酒浸りというわけでは無い。男は普段は呑まないが、二〜三ヶ月に一度ぐらい「なんとなく呑みたくなくて」しまうことがある、そんなときは遵守事項がすっかり頭から抜け落ち「考えるとゾツとするほど」の量を呑んで記憶を無くす。犯行を起こすのは決まってそんなときだ。

治療は続けているが、診察は数分で現状報告程度。処方された抗酒薬はアレルギーが出て使えず、そもそも突発的に呑むような人には効果が出にくいと医師に言われた。入院も経験し、AAやダルクにも通ったが合わなかった。一年足らずの保護観察期間に保護司は四回も変わっている。

前回の裁判までは、犯行のきっかけとなる酒を断つことを誓ってきた。しかし今回は出来ないという。裁判官は「なぜか」と訊いた。男は「今までも約束して止められなかった。また約束してダメだったら、自分はまた嘘つきになる」「止めなくちゃいけないと本当に分かってるのに、行動と考えがうまくかみ合わない難しささっちゃうか、ふがいなさがある

ります」と答えた。

裁判は厳正な儀式であり、反省の有無は書面に残すのがルールだ。しかし男は「誓い」で自分を裏切ることを恐れ、言葉を選びながら自分なりの困難を語る。この不器用さを責める気にはなれない。

この男にふさわしい罰は、一体なんだろう。

受賞者の言葉

このたびは受賞作に選出いただきありがとうございます。私の趣味が裁判傍聴というのは周囲も知っていますのですが、個別の裁判で感じた思いにまで踏み込んで話す機会は多くありません。共有する場を頂けたことを、大変嬉しく思っています。

傍聴記に書いた被告人の判決は罰金刑でした。前刑の執行猶予取消しで刑務所に入っているはずですが、ニュースにはならない事件ですが、「罪を犯した人＝悪人」という単純な図式ではない、そんな見え方が伝わると思います。

プロフィール

子育てが一段落した頃、働き方改革を決行！パートの週1回を半休にして、平日に自由時間を作ったことを機に裁判傍聴デビュー。傍聴5年目の現在は徐々に通う頻度が増え、時間調整が課題。大事にしている言葉は「人にはそれぞれ事情がある」。

あの日を手繰り寄せて

和田 七望

「裁判傍聴記録」のフォルダを見て、ふと思う。
「あと1年か」と。

私は、父に誘われて初めて裁判の傍聴に行った
中学2年生のときから、年に数回ほど裁判の傍聴
に赴き、そのたびにアプリで簡単な傍聴記録を付
けている。メモの整理をしていたとき、ふと「執
行猶予3年」の文字が目にとまった。裁判の日付を
見ると、その期間が明けるまで、あと1年だった。

頭の中に、その裁判を傍聴したときの記憶がよ
みがえる。広いエントランスを通り、長い廊下を
歩き、重い扉を開けて法廷に入ると、立ち込めて
いるのは、肌がひりひりするほどの緊張感。傍聴
席に座ると、被告人の後ろ姿が目に入った。ほと
んどセットされていない金髪、どこかだらしな
い印象を受けるネイビーのスーツ、ブランド物の小

さなりュック。女子高校生にはおおよそ縁のない
職種だが、その存在は知っていた。覚醒剤の所持・
使用の罪で起訴された、元ホストの男性の裁判だ
った。職業柄ゆえの忙しさと睡眠不足に耐えかね
て、覚醒剤に手を染めてしまったという。

求刑は1年6カ月。しかし、証人として証言台
に立った父親がきちんと監督していくという点と、
初犯であること、動機に対して情状酌量の余地があ
ることなどが考慮されたのか、判決には三年の執
行猶予が付き、即日結審した。

裁判官は、判決を読み上げると、こう説諭した。
「執行猶予は、決して無罪というわけではありま
せん。もし執行猶予中にまた薬物で捕まって裁判
になり、その判決が懲役1年6カ月になるとした
ら、あなたは合計で3年、勤務所にいることにな
ります。そうなったら、また仕事を探すのは難し
くなります。塀の中と外を行き来するような人生
にもなりかねません。これがラストチャンスです。
薬物案件は非常に再犯率が高い案件です。決して
油断せず、しっかりと更生して下さい」

あの被告人が今どうしているのかなんて、私には知る由もない。夜の世界で生きるとはどういうことなのか、執行猶予期間中の求職の難しさも、薬物乱用を繰り返さないための苦労も。しかし、もう二度と会うことのない、あの被告人の人生の岐路に立ち会った証拠は、確かに私のスマートフォンに残っているのだ。

裁判官が読み上げた執行猶予期間が明けるのは、2024年の夏。高校1年生だった私が、大学1年生になるだけの年月。鮮烈に印象に残ったはずのこの裁判の記憶も、なお鮮やかで切実な「今」に覆い隠されて、遠のいてしまっている。質疑の内容もぼんやりとしか覚えていないし、被告人の顔も思い出せない。あの日から積み重なった時間は、短いようでいて長く、人間の記憶から何かが消えるには十分な時間だ。

あの日、傍聴席にいた私には、ただ願うことしかできない。裁判官の説諭の言葉が、今も、あの被告人の心に残っていることを。

「裁判傍聴記録」のフォルダを視界の端に留めながら、私は、今日も行われている様々な裁判と、あの日、あの日の裁判官の厳しい眼差しに思いを巡らせた。

受賞者の言葉

このたびは、私の作品をご選出いただき、とても光栄です。受賞のご連絡をいただいたとき、とても驚いたのと同時に、嬉しい気持ちが入り込んできました。私は中学2年生のときに初めて裁判の傍聴に行きました。そのとき、裁判所内に立ち込める緊張感に圧倒されたことを今でも鮮明に覚えていますが、この作品を書くに当たり、私は改めて、これまで書き溜めていた傍聴の記録と向き合いました。その中で感じたのが、「一回の裁判傍聴は、一生モノの経験になる」ということです。微力ながら、私の作品が裁判の傍聴をより多くの方に身近に感じていただく一助となれば幸いです。

プロフィール

2005年生まれ。18歳。今夢中になっているのは、宮部みゆき著『ソロモンの偽証』。

選評

森野 俊彦（審査委員長・弁護士）

大阪ボランティア協会・裁判員ACTの2023年度の催しとして、裁判傍聴記・裁判員体験記コンテストを実施しました。前回は、「第6回守屋賞」の賞金の一部を活用させていただきましたが、今回はほとんど自前でやり遂げることができました。もちろん、多くの方の積極的な応募がなければ催し自体が成り立たないのですが、幸い、予想以上に大勢の方の応募があり、刑事弁護オアシスからは協賛の声を挙げていただいたばかりか、素敵な記念品を提供していただきました。ここに深く御礼申し上げます。

応募総数は51点でした。選者は、時間的事情もあって、第一次審査を通過した作品だけを読まさせていただきましたが、いずれの内容も個性豊かで、かつ語り口もさまざまで、審査員冥利に尽きる体験をさせていただけました。応募作品を全て読まれた方のお話では、「捨て難い」作品も数多くあり、なかには今後の飛躍を予感させるものも二、三にとどまらなかったと

のことでした。来年度以降のコンテスト実施の予定は決まっていませんが、仮に実施されれば、最終選考に残らなかった方々、これに懲りず、捲土重来をお待ちしています。

さて、選考の結果、優秀賞を2編、入選作を3編選ばせていただきました。当初、応募作品全体の中から最優秀賞を選び、不肖私の名を冠した「森野賞」として表彰する予定をしていましたが、優秀作品の2点については甲乙つけ難い評価がなされたものの、ともに「最優秀賞」とするには不満が残るとの意見が多数を占めましたので、いずれも「優秀賞」とさせていただきますました。応募要項においてその旨の周知徹底が足りなかった点も含め、ご容赦ください。

以下、優秀作2編と、入選作3編について、他の審査員の意見も参考にした、選者の選評を掲げさせていただきますが、当然ながら、選者のつたない人生経験や、少し長めの裁判官の体験などによるバイアスが影響していること、ご了承ください。

【私の想い】

○ 冒頭、「なんで母は私を捨てたのだろう」という忌まわしい言葉から感想が始まる。予想通り、児童虐待裁判（おそらく

「殺人」か「保護責任者遺棄致死」の傍聴記である。被告人は10代で妊娠し、誰も相談できずにひとり公園のトイレで出産したという。そうした状況下では、被告人が子どもに愛着を持ってないのは当然であろう。「鬱とおしい」という気持ちのまま、赤ちゃんをベビーサークルに閉じ込め、パチンコ三昧の生活をしていたという、お定まりの出来事が語られるが、筆者の母もそうだったという。筆者の場合は、乳児院に預けられたのだが、その後の在る日、母親から連絡があり「お金を貸してほしい」との申し出を受ける。筆者は、母の申し出に言葉を失ったものの、そのとき母に会えていれば、やり直せたかもしれないという思いを持つ。こうした母に対する他のさまざまな思いと交錯させつつ、現実の裁判では、被告人の「子どもを産むつもりはなかった」「子どもが邪魔だった」という供述が続く。結局、筆者は、母に会いたいという気持ちは一気に冷めたという。また、法廷では、被告人からわが子に対する反省の弁は一切なかったという。

○ 会えなかった母への思いが次々に去来するのか、文章が読み取りにくくなっているが、思いは十分に理解できる。「ネグレ

クトがネグレクトを生む。そんな負の連鎖を断ち切るために社会がどうかかわっていくかも考えさせられた。」との感想も、筆者の心底からの思いであろう。

○ 筆者は、最後に「子は親の背を見て育つと言います。あなたが少しでも天国のお子さんとその背中を見せられるように。何かできるか考え続けてください」と記している。天国の子になりかわっての、被告人に対する最大の願いであろう。同性としての精一杯の願いに、心打たれたことを記しておきたい。

○ 結論として、優秀賞の資格は十分。ただし「自分語り」の域を脱していいないとの批判もありうることから、最優秀賞には届かないと史料する。

【償い】

○ 学生時代にみた覚せい剤の裁判で、再犯の被告人と、自分の父とを重ね合わせて、自分の父がいまどうしているかを推測するのだが、自分の父のことが抽象的に語られている（具体的に述べることを求めるのはやや酷だと思いが）が、その分、やや迫力に乏しいのが惜しまれる。

事案は覚せい剤の使用事案。学生時代に一度使用し、20年ぶりに使用したというもの。裁判官からその理由を聞かれるも、「むしゃくしゃして」と述べるばかりであり、生活費をギャンブルに使い込み、妻も情状証人として証言することを断って

いるよう。筆者は、裁判官の「それでは再犯の可能性は高い」との指摘に同調する。もつとも、被告人は、逮捕されたのち反省文を書いたり、薬物離脱ブックという本も読んだり、さらには、今後は定期的に医療センターに通って、更生したいと述べたりもする。筆者はそこに一縷の希望を見出したようだ。判決は、懲役1年6月、執行猶予3年。

○ ここで終わってしまうと、ありきたりの感想というほかに、ここで筆者は、裁判官の「医療センターに通う限りは何かを学んでほしい」という説諭に、胸を打たれるとともに、父のことを振り返る。父は出世競争に負け、ギャンブルにも負け、最後は自分に負けたようだが、その後の行く末については何も知らないようだ。30年前に証言台に立った父はどんなことを語ったのか、それを聴いてみたいと思うが、そのすべはない。被告人は最後に、「家族に申し訳ない」と頭を垂れた。その姿に父を重ねて、トイレに逃れて泣いた、との一文で感想を終えている。

○ やや自分の世界だけの感傷にひたっているようではある(ここでも「自分語り」からの脱却ないし昇華が欲しいところだ。)が、何かに触発されて、学生時代に見た裁判を思い出すとともに、裁判長の言葉にからめて、父の今に思いをはせる仕組みは、手練れの印象を受ける。

○ 結論として、高得点をあげてもいいように思える。

【たった一ヶ月、されど一ヶ月の裁判員裁判に参加して】

○ 補充裁判員として参加した一ヶ月の体験を振り返り、結論的には「貴重な体験」との結論を下されるのだが、そのような思いに至るまでに日々悩み、苦しい思いもしたことが、変化球を交えて語られ、興味深いものとなっている。

○ 筆者は法廷に通うことになって、必死に裁判中の証人尋問や被告人質問の内容を聴き漏らさないようにメモを取るのだが、評議に入った途端、日に日に眠れなくなるなど、体も変調をきたす。そしてそれが、裁判という現実と筆者自身の想いのすれ違いから来ていることに気づき、さらに、裁判官の説明には納得できるのだが、筆者のなかにモヤモヤとした感情が少しずつ大きくなるとともに、それが「判決を決めていく話しあい」には不要な感情であると気づき、自分なりの気持ちの処理にも戸惑うことになる。そして、こうした奇妙な思いにとらわれた結果、「自分の意見を皆の前でいう自信がなくなつて」裁判官に相談したこと、気持ちが溢れてしまつて大泣きをしたこと、さらには、裁判官の「芯の強い大きな優しさ」で受け止めてもらい、評議の進め方を変更してもらうなどユニークな体験をする。そして、途中経過はともかく、最後に、「他の裁判員とともに、裁判所をあとにすることができた」ことで、裁判員裁

判に参加し学んだことから、なにかを伝えることがないのかと思っていたときに、「体験記募集」の記事を見て応募したというのである。筆者は自覚されてはいないが、主催者側を喜ばす感想ではある。

○ 裁判そのものに対する感想ないし思いよりも、補充ではなく正裁判員として意見をきかれたらどう答えたかを自問自答したり、途中で辞退したかもしれないなどと、正直な気持ちを吐露されたりする。そしてそうした「弱い」自分を認識した時点で、立ち止まっては自分と向き合い、そこから何とか抜け出すとうとする思いにあふれる一文は、人に何かを訴えようとする力がある。一か月にすぎない体験にせよ、筆者にとってはことの外有意義なものとなり得たのであり、その真摯かつユニークな感想に、選者も感激し、入選作として推挙した。

【誓い】

○ 暴行事件の裁判を見た知人から聞かされた内容のもとに、その被告人の「前刑の執行猶予取消し」の公判期日を傍聴したという（選者註Ⅱ保護観察付執行猶予の者が遵守事項を遵守せず、その情状が重い時は、保護観察所長の申し出に基づき検察官の請求により刑の執行猶予が取り消されることがある。この場合、刑の執行を猶予されている者は口頭弁論を請求することができる。刑法26条の2第2号、刑事訴訟法349条、同条

の2など参照）。興味を覚えた被告人の「執行猶予取消し」の裁判を見に行くというのは、かなり珍しく（選者自身もそうした裁判自体の経験がない）、その意欲は評価していいように思える。

○ 筆者は、一回目の裁判の模様を知人から聞いて被告人を「酒癖の悪い粗暴な男」を想像していたが、実際にみた印象は「ただ困っている」男だという。このあたりの印象描写は平明だが、かえって興味をそそられる。それで、筆者は、起訴された事件の傍聴にもいくのだが、このあたり、徐々に、被告人が気になって仕方がなくなる心の動きを淡々と述べているのが面白い。ところで、被告人は、アルコール依存症の治療を続けてはいるが、必ずしも十分な効果があがっていない。そのことがわかっているので、裁判官に対して「酒を断つ」とは誓わない。その理由を「やめなくちゃいけないと本当にわかっているのに、行動と考えがうまくかみ合わないむつかしさというか、ふがいなさがある」というのである。筆者はそのことにもなぜか共感し、誓いを裏切れることを恐れるがゆえに誓わない、被告人の不器用さを責める気にはならないと述べる。

○ 以上のとおり、筆者は、以上の経過を淡々と叙述しつつ、最後になって「この男にふさわしい罰は一体何だろう」との感慨を吐露するのであるが、一被告人の漏らす言葉や文章をヒン

トに「刑罰の本質」を探ろうとする手腕はなかなかのもので、佳作レベルを一挙に入選作に引き上げさせたといつてよい。

【あの日を手繰り寄せて】

○ 最近に見た裁判よりも、自分で記録をつけている「裁判傍聴記録」のフォルダをみて思い出したという、書き出しが面白い。中学2年のとき父親から誘われて裁判の傍聴に行ったというそもそものきつかけにしても、またそのたびにアプリに簡単な傍聴記録をつけているという蓄積も、後期高齢者の選者には考えられない産物といえよう。

その内容はどうか。当時女子高校1年生であったときの裁判は、ホストをなりわいとする被告人で、職業柄ゆえの忙しさと睡眠不足に耐えかねての覚せい剤所持・使用である。判決は、3年の執行猶予期間がついていた。筆者はその執行猶予期間に着目するとともに、その際の裁判官の説諭を記録から転写する。再犯を起こせば前の執行猶予が取り消され併せて刑務所にいることになり、そうすると仕事を探すのはむづかしく、塀の中外を行き来するような人生になりかねない。薬物案件は再犯率が高いので、決して油断しないように」との訓戒がそのまま記載されるが、スマートフォンの記録は正確だ。

筆者は、スマートフォンの画面から、被告人の現在に思いをはせる。そうなんだ。執行猶予の期間が明けるのが2024

年、すなわち傍聴記を書いているのが今年なら、この夏になるのだ。普通でいけば、筆者は大学1年生だ。それだけの期間が流れたのだ。

○ 本編の内容は、特段の出来事を書かれたものではない。しかし、読む者にある種のインパクトを与えるのは、顔も忘れていたある被告人の執行期間がもうすぐ到来することから、裁判という厳粛な作業のひとつの結果に着目した点だ。そして、あの日傍聴席にいたにすぎない筆者が、願うことはただひとつ、裁判官の説諭の言葉が今もその被告人の心に残っていることだ。

○ 高校生の時に見た裁きの場の被告人の執行猶予期間と、大学一年生になった今に至るときの流れに着目しつつ、決して重なり合わない二つの人生に思いをはせる「語り」はなかなかのものだ。筆者の学生生活が実りあることを祈りたい。

傍聴記が映し出すもの

コンテスト応募原稿を考慮して

芦辺 拓（小説家）

裁判の傍聴記——それは現実社会のルポルタージュであり、スケッチでもあり、そこにあえて非日常やドラマ性を求めることは、いささか、いや相当に邪道であるかもしれない。しかし、裁判の背後に人間のナマな現実と、日常からの逸脱が息づいているのは事実であり、そこにドラマを見出そうとするのもまた人情のしからしむるところであるでしょう。

そのドラマをあくまで淡々と法手続きに則って扱う裁判は、一見表層的なように見えて、きわめて正確にして飾り気のない事実の連続を刻みつけます。それを読み解く傍聴記は、逆に書き手の内面を照射し、そのスタイルからして千差万別なものとなります。

今回拝見したコンテスト応募原稿の数々はまさにその好例であり、客観的な記述あり社会時評あり、あるいは書き手の内面や体験を掘り起こすなど、実にさまざまな形を映し出すものとなりました。それゆえに一律な価値判断では選ぶことができず、選に漏れた中にも惜しいと思われるものが多々ありました。入選

者の皆さんにお祝い申し上げるとともに、応募者各位の健闘をこの場を借りて讃えたいと考える次第です。

審査を終えて

大上 薫（裁判員ACT）

最終審査から数日たちましたが、作品のクオリティが高く、今なお興奮が冷めやりません。印象深い作品が当コンテストに寄せられたこと、感謝申し上げます。

特に、桐井さんの裁判員体験記は、とても印象に残っています。といいますのも、私自身が裁判員経験者であることから、共感する点が多かったためです。裁判員経験者なら、自身の経験を思い出しながら読んでいただける作品であり、今後裁判員を務める方なら、作品を読むことで、裁判員になるハードルが少しさがるような作品であると感じています。

当コンテストを通じて、裁判員体験を文章に残す重要性を再認識したと同時に、裁判員経験者の中にも、率直な体験を話したいと思われる方が一定数いら

つしやるのでは、と感じました。

経験を話せる場は限られてはいますが、裁判員ACTでは、今後も、このようなコンテストや、経験者への聴き取りを引き続き行いますので、裁判員経験者の方には、ぜひ裁判員ACTへご連絡いただければと思います。

解説

芝崎美世子（裁判員ACT・コンテスト事務局）

当コンテストは、裁判員制度15周年を記念して「大阪ボランティア協会」「裁判員ACT」裁判への市民参加を進める会」によって実施されたもので、裁判の傍聴体験や裁判員の体験など、裁判や司法に関する体験や意見を集めた作文コンテストである。

作品は、2023年1月より応募開始して、約1年間、大阪ボランティア協会のホームページほか、インターネット、チラシ、新聞などによって募集を行った。作品締切は2023年1月31日であったが、事情により一ヶ月延長して、2024年1月31日に受付を締切った。

応募総数は51編で、郵送による応募が7編、オンラインによる応募が44編であった。締切後、まず全作品の個人情報伏せたうえで、予備選考委員3名による一次審査を行った。そののち、別の2名により二次審査の予備選考を行い、一般部門4編、学生部門4編、体験記3編を最終候補作品として選出した。

その後、最終選考委員3名による最終選考会を行った。最終審査会は、2月27日に芦辺拓氏（ミステリ作家）、大上薫氏（裁判員ACT、裁判員経験者）、森野俊彦氏（裁判員ACT、弁護士・元裁判官）の3名により行われた。まず、各部門の中から1作ずつ入選作を選んだうえ、さらに全体の中から最優秀作（「森野賞」）1編を選出する予定であったが、最優秀作に該当する作品がなく、議論の末、代わりに優秀作2編を選出して、最優秀作の賞金は優秀賞の2名に等分することにした。

応募作は「一般部門」「学生部門」の裁判傍聴記が多かったが、裁判員を体験した人からの「裁判員体験記」もあり、たいへん有意義なコンテストとなった。全体に高いレベルの作品が多く、一般部門は、法廷での内容に加えて、自分の人生体験や体験から感想を語った個性的な作品が多く、最終選考に残らなかった作品についても、内容的に読ませるところが多かった。

また学生部門でも、大学で学んだ法学の専門知識等とあわせて書いたと思われるものも多く、受賞にならなかった作品を含めて選考はたいへん難しかった。有意義なコンテストとなった。

謝辞

本コンテストの賞金については、裁判員ACTメンバーである森野俊彦弁護士からの個人的寄付としてご支援いただき、また受賞記念品および参加賞のトートバックについては、協賛である「刑事弁護オアシス」からご提供いただいた。

また、郵送費などその他の経費については、2018年の「第6回守屋賞」の賞金の一部を活用した。守屋賞は、長年刑事裁判や少年審判に携わってきた元裁判官の守屋克彦氏が資金を提供して創設したNPO法人「刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター」(略称「刑事・少年司法研究センター」(ERC))が、刑事司法、少年司法の実務と理論の発展のために設けた賞である。ここに深く感謝する。

大阪ボランティア協会 裁判員ACT
裁判傍聴記・裁判員体験記コンテスト

受賞式・記念講演 トークセッション

裁判員制度
15周年
記念

「2023裁判傍聴記・裁判員体験記コンテスト」を記念して、受賞式、作品の発表のほか、ミステリ作家・戸辺拓氏の記念講演、審判委員のトークセッションなどを開催します。
(参加無料、全員に「記念作品集」をプレゼント)

記念講演
ミステリ作家が考える司法への市民参加
～『十三番目の陪審員』から『明治法廷』へ～
戸辺拓氏 (ミステリ作家)

1958年岡山県生まれ。岡山大学卒業後、映画制作大阪本社に入社。1980年、『真実探偵』で雑誌『週刊文芸』に入社。1990年、『殺人鬼の告白』で小説『探偵小説』でデビュー。2007年『大団圓殺人事件』で日本探偵作家協会と本格ミステリ作家クラブに加入。代表作として、『探偵小説の秘宝』、『探偵小説の秘宝』、『探偵小説の秘宝』の3冊がある。

2024年
4月21日(日) 15:30~17:00

会場：市民活動スクエア「CANVAS谷町」セミナー室
大阪市中央区谷町2丁目2-20 2階
(徒歩10分：大塚×白土町駅(大塚線)徒歩10分(徒歩)の駅、(17分)大塚駅より)
申込み方法：下記のQRコード、または以下のフォームより
<https://forms.gle/GPPHJ1Tc0eHs2z6>
問い合わせ先：社会福祉法人 大阪ボランティア協会
TEL: 06-6809-4901 Email: office@osakavol.org

主催：社会福祉法人大阪ボランティア協会
「裁判員ACT」裁判への市民参加を進める会
<https://osakavol.org/research/act/>

審判委員長 森野俊彦 (弁護士)
(裁判員ACT、大阪府弁護士会)

参加無料
先着
40名

「裁判傍聴記・裁判員体験記」 コンテスト応募作品募集

1/31迄
受付延長

(補) 大阪ボランティア協会「裁判員ACT」裁判への市民参加を進める会

「裁判員ACT」裁判への市民参加を進める会は、長年、刑事を問わずすべての裁判を対象にした傍聴記と裁判員体験記のコンテストを行います。募集するのは、傍聴記(一般と学生2部門)と、裁判員の体験記です。全体の総額賞金1点に賞金10万円、各部門の優秀賞(計4点)に3万円をそれぞれ配分します。応募する際は裁判員の体験記を別に、別封の用紙に必要事項を記載して応募してください。

■概要・目的
民事、刑事を問わずすべての裁判を対象にした傍聴記と裁判員体験記のコンテストを行います。募集するのは、傍聴記(一般と学生2部門)と、裁判員の体験記です。全体の総額賞金1点に賞金10万円、各部門の優秀賞(計4点)に3万円をそれぞれ配分します。応募する際は裁判員の体験記を別に、別封の用紙に必要事項を記載して応募してください。

■応募方法
①応募方法1「郵送で応募の場合」
②応募方法2「メールで応募の場合」

①応募方法1「郵送で応募の場合」
●応募方法1「郵送で応募の場合」
●応募方法2「メールで応募の場合」

②応募方法2「メールで応募の場合」
●応募方法2「メールで応募の場合」

③応募方法3「WEBフォームで応募の場合」
●応募方法3「WEBフォームで応募の場合」

④応募方法4「メールで応募の場合」
●応募方法4「メールで応募の場合」

⑤応募方法5「メールで応募の場合」
●応募方法5「メールで応募の場合」

⑥応募方法6「メールで応募の場合」
●応募方法6「メールで応募の場合」

⑦応募方法7「メールで応募の場合」
●応募方法7「メールで応募の場合」

⑧応募方法8「メールで応募の場合」
●応募方法8「メールで応募の場合」

⑨応募方法9「メールで応募の場合」
●応募方法9「メールで応募の場合」

⑩応募方法10「メールで応募の場合」
●応募方法10「メールで応募の場合」

⑪応募方法11「メールで応募の場合」
●応募方法11「メールで応募の場合」

⑫応募方法12「メールで応募の場合」
●応募方法12「メールで応募の場合」

⑬応募方法13「メールで応募の場合」
●応募方法13「メールで応募の場合」

⑭応募方法14「メールで応募の場合」
●応募方法14「メールで応募の場合」

⑮応募方法15「メールで応募の場合」
●応募方法15「メールで応募の場合」

⑯応募方法16「メールで応募の場合」
●応募方法16「メールで応募の場合」

⑰応募方法17「メールで応募の場合」
●応募方法17「メールで応募の場合」

⑱応募方法18「メールで応募の場合」
●応募方法18「メールで応募の場合」

⑲応募方法19「メールで応募の場合」
●応募方法19「メールで応募の場合」

⑳応募方法20「メールで応募の場合」
●応募方法20「メールで応募の場合」

㉑応募方法21「メールで応募の場合」
●応募方法21「メールで応募の場合」

㉒応募方法22「メールで応募の場合」
●応募方法22「メールで応募の場合」

㉓応募方法23「メールで応募の場合」
●応募方法23「メールで応募の場合」

㉔応募方法24「メールで応募の場合」
●応募方法24「メールで応募の場合」

㉕応募方法25「メールで応募の場合」
●応募方法25「メールで応募の場合」

㉖応募方法26「メールで応募の場合」
●応募方法26「メールで応募の場合」

㉗応募方法27「メールで応募の場合」
●応募方法27「メールで応募の場合」

㉘応募方法28「メールで応募の場合」
●応募方法28「メールで応募の場合」

㉙応募方法29「メールで応募の場合」
●応募方法29「メールで応募の場合」

㉚応募方法30「メールで応募の場合」
●応募方法30「メールで応募の場合」

㉛応募方法31「メールで応募の場合」
●応募方法31「メールで応募の場合」

㉜応募方法32「メールで応募の場合」
●応募方法32「メールで応募の場合」

㉝応募方法33「メールで応募の場合」
●応募方法33「メールで応募の場合」

㉞応募方法34「メールで応募の場合」
●応募方法34「メールで応募の場合」

㉟応募方法35「メールで応募の場合」
●応募方法35「メールで応募の場合」

㊱応募方法36「メールで応募の場合」
●応募方法36「メールで応募の場合」

㊲応募方法37「メールで応募の場合」
●応募方法37「メールで応募の場合」

㊳応募方法38「メールで応募の場合」
●応募方法38「メールで応募の場合」

㊴応募方法39「メールで応募の場合」
●応募方法39「メールで応募の場合」

㊵応募方法40「メールで応募の場合」
●応募方法40「メールで応募の場合」

㊶応募方法41「メールで応募の場合」
●応募方法41「メールで応募の場合」

㊷応募方法42「メールで応募の場合」
●応募方法42「メールで応募の場合」

㊸応募方法43「メールで応募の場合」
●応募方法43「メールで応募の場合」

㊹応募方法44「メールで応募の場合」
●応募方法44「メールで応募の場合」

㊺応募方法45「メールで応募の場合」
●応募方法45「メールで応募の場合」

㊻応募方法46「メールで応募の場合」
●応募方法46「メールで応募の場合」

㊼応募方法47「メールで応募の場合」
●応募方法47「メールで応募の場合」

㊽応募方法48「メールで応募の場合」
●応募方法48「メールで応募の場合」

㊾応募方法49「メールで応募の場合」
●応募方法49「メールで応募の場合」

㊿応募方法50「メールで応募の場合」
●応募方法50「メールで応募の場合」

■審査方法
●一次審査 審査委員5人(裁判員ACTのメンバー)が最終審査に選出された作品を抽出
●最終審査 審査委員長・森野俊彦と委員2人(作家などを予定)が最終作品を決定

■賞
●一般傍聴記、学生傍聴記、裁判員体験記の各部門で優秀賞作品1点に賞金3万円を贈呈
●すべての部門で最も優れた最優秀賞作品1点に賞金10万円を贈呈

■特別賞
●特別賞
●特別賞
●特別賞

■入選発表
●日程：2024年当初
●公表方法：入賞者はホームページで公表

■審査式
●日程：2024年3月 ●場所：大阪市内

■主催
(補) 大阪ボランティア協会「裁判員ACT」裁判への市民参加を進める会(担当：永井)
電話：06-6809-4901 メール：office@osakavol.org

■協賛
刑事弁護OASIS(運営組織 刑事弁護オアシスコンソーシアム)

2023.12.22

2023 裁判傍聴記・裁判員体験記コンテスト
受賞作品集（非売品）

2024 年 4 月 30 日発行

発行 社会福祉法人大阪ボランティア協会 “裁判員 ACT” 裁判への市民参加を進める会
大阪市中央区谷町 2-2-20 2F
市民活動スクエア CANVAS 谷町

協賛 刑事弁護オアシス